上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則

制定:平成19年8月10日

改正:平成19年9月30日

平成 19 年 12 月 3 日

第1章 総 則

(用語)

第1条 この規則において、上場投資信託受益権に関する業務規程(以下「規程」という。)の 用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(電磁的方法による情報提供)

- 第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。
 - (1) 機構加入者の事務所又は機構が認めた場所に機構加入者が設置する機構が提供する統合 Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力
 - (2) 機構加入者のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの(以下「ファイル伝送」という。)
 - (3) ファイル伝送以外の機構加入者のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「CPU直結」という。)
 - (4)株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち保振サイトと称するものであって、発行者及び機構加入者が、電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。

第3条 削除

(障害発生時の取扱い)

- 第4条 機構は、第2条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により情報提供を行う。
 - (1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票(光学式文字読取装置の伝票を含む。)による入出力
 - (2) 第2条第1項第4号に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知
- 2 前項の場合には、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により発行者及び機構加入者に通知する。

第2章 上場投資信託受益権の範囲等

(同意書)

- 第5条 規程第9条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)とする。
 - (1) 発行者は、その発行する上場投資信託受益権を、法に基づき上場投資信託振替業において機構の定める日から取り扱うことについて同意すること。
 - (2) 発行者は、規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。
 - (3) 発行者は、機構が定める上場投資信託振替業の業務処理の方法に従うこと。
- 2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 上場投資信託受益権の発行者の取締役会で同意を決議したことを証する書面
 - (3) 投資信託約款
 - (4) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面
- 3 前項第4号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 登記上の商号又は名称
 - (2) 登記上の本店所在地
 - (3) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括 に当たる業務責任者の役職名及び氏名
 - (4) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項
- 4 発行者は、第2項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、 機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(上場投資信託受益権に関する重要な通知事項)

- 第6条 発行者は、上場投資信託受益権の発行の決議を行った場合には、規程第10条に基づき機構に対してその決議内容を通知するとともに、その受益権に関する投資信託約款を提出するものとする。
- 2 上場投資信託受益権の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益権に関する権利等に係る 重要な事項について決議又は決定を行った場合には、その内容を機構に対して通知するものと する。その受益権について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。
 - (1) 投資信託約款の変更
 - (2) 発行者の商号、資本金の額又は本店所在地の変更
 - (3) 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡
 - (4) 上場取引所の追加又は一部廃止
 - (5) 機構との連絡部署の変更

- (6) 発行者が金融商品取引法その他発行者を規制する法律及び法律に基づく命令による処分 (上場投資信託受益権に関して行われたものに限る。)の通知を受けたこと。
- 3 前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、所定の通知書の提出により行うものとする。これらの場合において、投資信託約款が変更された場合には、当該変更後の投資信託約款をも提出するものとする。

(取扱上場投資信託受益権の廃止等の取扱い)

第7条 規程第11条の規定により上場投資信託受益権を機構の振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場における上場投資信託受益権の売買に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ発行者との合意の上機構加入者に通知した日にその取扱いを廃止するものとする。

第3章 機構加入者

(機構加入者口座の開設申請の手続)

- 第8条 規程第14条第1項の規定により口座の開設を申請しようとする者は、所定の口座開設 申請書を機構に提出しなければならない。
- 2 規程第14条第1項第3号に規定する事項は、開設を申請する口座区分とする。
- 3 規程第14条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。
 - (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 次に掲げる事項を記載した約諾書
 - イ 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。
 - ロ 機構が定める上場投資信託振替業の業務処理方法に従うこと。
 - (3) 定款
 - (4) 規程第14条第1項第1号に掲げる者であることを証する書類
 - (5) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面
- 4 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 登記上の商号又は名称
 - (2) 登記上の本店所在地
 - (3)機構との間の上場投資信託振替業に係る業務を、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法により処理する場合は、同項第1号から第3号までにより処理する業務の内容
 - (4) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括 に当たる業務責任者の役職名及び氏名
 - (5) 機構との間の上場投資信託振替業に係る業務に使用する印鑑
 - (6) 指定証券取引清算機関の清算参加者に係る資格を取得し、又は喪失しようとする場合には、 その旨
 - (7) 機構加入者が、機構との間の上場投資信託振替業に係る業務を当該機構加入者に代わって

行う者(以下「業務代行者」という。)を定めることを機構に認められた場合には、当該業務代行者の名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱担当者及び業務取扱責任者の役職名及び氏名

(8) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(区分口座の取扱い)

第9条 規程第16条第2項に規定する区分口座は、原則として別表2で定めるところによる。

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第10条 規程第18条第1項の規定により機構加入者口座の廃止を申請しようとする機構加入者 は、所定の口座廃止申請書を機構に提出しなければならない。

第4章 口座管理機関

(口座管理機関における口座の開設申請の手続)

- 第 11 条 規程第 22 条第 2 項に規定する書類は、次に掲げる事項につき約諾する書面をいう。
 - (1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。
 - (2) 機構が定める上場投資信託振替業の業務処理方法に従うこと。

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

- 第 12 条 規程第 25 条第 1 項の規定により機構の承認を申請する者は、次に掲げる書類を機構に 提出しなければならない。
 - (1) 所定の間接口座管理機関承認申請書
 - (2) 代表者の印鑑証明書
 - (3) 機構に届出を要する事項を機構の定める様式により記載した書面
- 2 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 登記上の商号又は名称
 - (2) 登記上の本店所在地
 - (3) 機構との間の振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括 に当たる業務責任者の役職名及び氏名
 - (4) その他機構が振替業を実施するため届出の必要があると認めて書類に定めた事項

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手続)

第13条 規程第28条第1項の規定により間接口座管理機関の承認の取消しを申請しようとする間接口座管理機関は、所定の間接口座管理機関承認取消申請書を機構に提出しなければならない。

第5章 上場投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第1節 振替口座簿

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第 14 条 規程第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定により振替機関等の備える振替口座簿の記録証明書の交付又は記録情報の提供を請求する者は、その口座を開設した振替機関等に対し、所定の振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出しなければならない。

第2節 新規記録手続

(銘柄情報に係る発行者の通知事項)

第 15 条 規程第 36 条第 1 項第 18 号に規定する通知事項は、当初 1 口当たり元本とする。

(新規記録情報に係る発行者の通知事項)

- 第 16 条 規程第 37 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する事項は、買方機構加入者の名称及び区分口座とする。
- 2 規程第37条第1項第5号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 新規記録情報における口数
 - (2) 新規記録情報の件数
- 3 前項に規定する事項の機構への通知は、機構の定める様式により記載した書面により行うこととする。

(新規記録済通知に係る事項)

- 第 17 条 規程第 38 条第 4 項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 買方機構加入者の名称及び区分口座
 - (2) 加入者ごとの当該信託に係る上場投資信託受益権の口数
 - (3) 決済日

第3節 振替手続

(振替手続における通知事項)

第 18 条 規程第 39 条第 3 項第 3 号に規定する事項(同条第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号及び第 6 項の規定により該当する場合における当該事項を含む。)は、振替によりその口座(顧客口を除く。)において増額の記録がされる加入者の直近上位機関の名称とする。ただし、渡方加入

者が機構加入者である場合(同条第4項第2号、第5項第2号及び第6項においては振替機関等が機構加入者である場合)においては、当該事項は受方機構加入者の名称及び区分口座とする。

(機構への振替請求手続)

- 第19条 機構加入者は、その口座の上場投資信託受益権につき他の口座への振替の請求(機構加入者が機構に対して行う振替の申請をいう。以下同じ。)をする場合には、次に定めるところにより振替請求(機構加入者が機構に対して行う振替に係る事項の通知をいう。以下同じ。)をしなければならない。ただし、第26条第1項、第30条第1項、第33条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項に規定する場合には、この限りでない。
 - (1) 機構加入者は、振替日の前営業日又は当日に、前日振替請求又は当日振替請求を機構にしなければならない。この場合において、機構加入者は、当該他の口座が当該機構加入者の口座であるときには、前日振替請求に代えて、振替日の前営業日に残高調整請求を行うことができる。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、機構加入者は、決済条件の照合結果により直接機構へ振替の請求をする場合には、機構加入者は、振替日の前営業日まで又は当日に、先日付連動振替請求又は当日連動振替請求を機構にしなければならない。
- 2 機構加入者が信託財産である旨の記載のある機構加入者口座の上場投資信託受益権につき他の口座への振替の請求の請求をする場合、又は振替に係る上場投資信託受益権につき、振替後において信託財産である旨の記載をする振替の請求をする場合には、それぞれその旨を明らかにして、前項各号に規定する振替請求をしなければならない。

(振替の一時停止又は解除の申告)

- 第20条 機構加入者は、前条第1項各号に規定する振替請求について、振替の請求に基づく振替の処理を一時停止する措置(以下「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 機構加入者は、前条第1項各号に規定する振替請求と同時に、当該申告又は指定をしようとする場合には、その旨を明らかにして、当該振替請求を機構にしなければならない。
 - (2) 機構加入者は、前条第1項第1号に規定する振替請求後に、当該申告又は指定をしようとする場合には、振替日に当該振替請求に係る振替が未了の分(以下「振替未了分」という。) に限り、その旨を明らかにして、一時停止申告を機構に対して行うことができる。
 - (3) 機構加入者は、前条第1項第2号に規定する振替請求後に、当該申告又は指定をしようとする場合(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合にあっては、振替未了分に限る。) は、その旨を明らかにして、一時停止申告を機構に対して行うことができる。
- 2 機構加入者は、他の機構加入者からの振替を受けたことを確認した後、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合には、

一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(振替請求の訂正又は取消しの申出)

- 第21条 機構加入者は、第19条第1項第1号に規定する振替請求について、訂正又は取消しをしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 機構加入者は、前日請求分について請求日に機構にその訂正又は取消しを申し出る場合には、その旨を明らかにして第19条第1項第1号に規定する前日振替請求を機構にしなければならない。
 - (2) 機構加入者は、前日請求分及び当日請求分について、振替日に機構にその訂正又は取消しを申し出る場合には、その旨を明らかにして第19条第1項第1号に規定する当日振替請求を機構にしなければならない。この場合において、振替未了分の訂正又は取消しに限り、申し出ることができる。
- 2 機構加入者は、第19条第1項第2号に規定する振替請求について、取消しをしようとする場合 には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 機構加入者は、第19条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求について、振替日の前営業日の午後8時までに機構にその取消しを申し出る場合には、その旨を明らかにして同号に規定する先日付連動振替請求を機構にしなければならない。
 - (2) 機構加入者は、第19条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求について、振替日に機構にその取消しを申し出る場合には、その旨を明らかにして同号に規定する当日連動振替請求を機構にしなければならない。この場合において、振替未了分の取消しに限り、申し出ることができる。

(機構による振替業務の取扱い)

第22条 機構は振替を、午前9時から午後3時30 分までの間に行う。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、機構加入者に特に必要があると認める場合には、振替終 了時刻を延刻することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を機構加入者に 通知する。

(機構加入者の振替請求に基づく振替口座簿の記載等)

- 第23条 機構は、機構加入者から第19条第1項各号に規定する振替請求を受けた場合には、次に 定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 前日請求分並びに第19条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「前日請求分等」という。)については振替日の業務開始時に、当日請求分及び同号に規定する当日連動振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)(以下「当日請求分等」という。)については直ちに、振替口座簿に当該振替請求を行った機構加入者及び振替先の機構加入者の口座

に係る所要の記載をする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、振り替えるべき口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の 申告を受けている場合には、当該口座残高が発生した時又は当該振替の一時停止が解除され た時に振替口座簿に所要の記載をする。
- 2 前項第2号に規定する振り替えるべき口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の申告を 受けている場合には、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後3時30分ま でに振り替えるべき口座残高が発生しなかったとき又は当該振替の一時停止の解除が申告さ れなかったときは、振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。
- 3 機構は、第19条第1項各号に規定する振替請求(同項第1号に規定する振替請求のうち当日 請求分を除く。)について前項の規定により振替未了として取り扱った場合には、機構加入者 に対しその旨を通知する。
- 4 機構は、第19条第1項各号に規定する振替請求について第2項の規定により振替不能として取り扱った場合には、機構加入者に対し振替日に振替不能の明細を通知する。

(振替済みの通知)

第24条 機構は、機構加入者から第19条第1項 各号に規定する振替請求を受けた場合において、 前条第1項各号の記録又は記載をしたときは、機構加入者に対しその旨を通知する。この場合 において、当該通知を受けた機構加入者は、その内容を確認するものとする。

(指定金融商品取引清算機関)

- 第25条 規程第41条第1項に規定する規則で指定する者とは次に掲げる者とする。
 - (1) 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「日本証券クリアリング」という。)
 - (2) 株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)

(日本証券クリアリングからの振替請求)

- 第26条 日本証券クリアリングは、規程第41条に規定する振替の申請をする場合には、機構が定める方法により、渡方現物清算参加者(日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者(以下「現物清算参加者」という。)であり、かつ、上場投資信託受益権の渡方になった機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替請求及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者(現物清算参加者のうち上場投資信託受益権の受方になった機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座への振替請求をしなければならない。
- 2 日本証券クリアリングは、DVP決済(日本証券クリアリングから受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者から日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済として日本証券クリアリングが定

めたものをいう。以下同じ。)に係る振替請求として、前項に規定する日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替請求を行う場合には、当該振替請求につき、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。

3 日本証券クリアリングは、前項に規定する DVP決済に係る振替請求を行う場合には、当該 振替請求の処理のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

- 第27条 渡方現物清算参加者は、前条第1項に規定する振替請求について、振替の一時停止の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 渡方現物清算参加者は、振替日の前日に当該申告又は指定をしようとする場合には、その旨を明らかにして一時停止申告を機構にしなければならない。
 - (2) 渡方現物清算参加者は、振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替未了分に限り、一時停止申告を機構に対して行うことができる。
- 2 渡方現物清算参加者は、他の機構加入者からの振替を受けたことを確認した後、振替の一時 停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場 合には、一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(日本証券クリアリングからの振替請求の訂正又は取消し)

第28条 日本証券クリアリングは、第26条第1項に規定する振替請求について、訂正又は取消しをしようとする場合には、当該訂正又は取消しをする旨を明らかにして、当日振替請求をしなければならない。

(日本証券クリアリングの決済に係る口座振替への準用規定)

第29条 第23条及び24条の規定は、機構が日本証券クリアリングから第26条第1項に規定する振替請求を受けた場合において行う処理並びに振替未了分、振替不能分及び振替済みの通知について準用する。この場合において、これらの規定中「機構加入者から第19条第1項各号」とあるのは「日本証券クリアリングから第26条第1項」と、第23条第1項中「前日請求分並びに第19条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「前日請求分等」という。)」とあるのは「前日請求分」と、「当日請求分及び同号に規定する当日連動振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)(以下「当日請求分」という。)」とあるのは「当日請求分」と、「当該振替請求を行った機構加入者及び振替先の機構加入者」とあるのは「渡方現物清算参加者及び日本証券クリアリング」と、「当該口座残高」とあるのは「当該口座に振替可

能な残高」と、同条第1項及び第2項中「口座残高が不足する場合」とあるのは「口数のうち口座残高不足等のために振り替えられなかった部分がある場合」と、同条第2項中「午後3時30分」とあるのは「機構が別に定める時刻」と、「振り替えるべき口座残高が発生しなかったとき」とあるのは「振り替えられなかった部分があるとき」と、「振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う」とあるのは「振替不能として取り扱う」と、同条第3項中「第19条第1項各号に規定する振替請求(同項第1号に規定する振替請求のうち当日請求分を除く。)」とあるのは「第26条第1項に規定する振替請求(当日請求分を除く。)」と、同条第3項及び第4項中「機構加入者」とあるのは「渡方現物清算参加者」と、同条第4項中「第19条第1項各号」とあるのは「第26条第1項」と、第24条中「機構加入者」とあるのは「渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリング」と読み替えるものとする。

(ほふりクリアリングからのDVP振替請求)

- 第30条 ほふりクリアリングは、規程第41条に規定する振替の申請をする場合には、機構が定める方法により、渡方DVP参加者(ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者(以下「DVP参加者」という。)のうち第3項に規定する清算対象取引において上場投資信託受益権の渡方となる機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座からほふりクリアリングの機構加入者口座(以下「DVP口座」という。)への振替請求(以下「DVP振替請求」という。)として、先日付DVP振替請求又は当日DVP振替請求をしなければならない。
- 2 ほふりクリアリングが、信託財産である旨の記載のある渡方 D V P 参加者の機構加入者口座 の上場投資信託受益権につき D V P 口座への振替の請求をする場合には、その旨を明らかにし て、前項に規定する振替請求をしなければならない。
- 3 ほふりクリアリングは、DVP振替請求をする場合には、当該DVP振替請求につき、振替実行条件(DVP振替請求に係る清算対象取引(ほふりクリアリングが対象取引としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。)に起因する債務の引受けに係る条件としてほふりクリアリングがその業務方法書に定めるものをいう。以下同じ。)を充足した場合に振替を行う旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該DVP振替請求に基づく処理のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。
- 4 第21条第2項の規定はDVP振替請求について準用する。この場合において、同項中「機構加入者」とあるのは「ほふりクリアリング」と、「第19条第1項第2号」とあるのは「第30条第1項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(ほふりクリアリングの渡方DVP参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第31条 渡方DVP参加者は、DVP振替請求について、振替の一時停止の申告又は当該振替の 一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならな 11.

- (1) 渡方DVP参加者は、DVP振替請求と同時に、当該申告又は指定をしようとする場合には、その旨を明らかにしてほふりクリアリングを経由して一時停止申告を機構にしなければならない。
- (2) 渡方DVP参加者は、DVP振替請求後に、当該申告又は指定をしようとする場合(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合にあっては、振替未了分に限る。)は、その旨を明らかにして、一時停止申告を機構に対して行うことができる。
- 2 渡方DVP参加者は、他の機構加入者からの振替を受けたことを確認した後、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合には、一時停止解除申告を機構にしなければならない。

(DVP振替請求に基づく振替等)

- 第32条 機構は、ほふりクリアリングから DVP振替請求を受けた場合には、次に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 先日付DVP振替請求及び当日DVP振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「先日付請求等」という。)については振替日の業務開始時に、当日DVP振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)については直ちに、振替口座簿に渡方DVP参加者の口座及びDVP口座に係る所要の記載をする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該 D V P 振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合には、振替実行条件が充足された時に振替口座簿に所要の記載をする。
- 2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合には、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後2時までに振替実行条件が 充足されなかったときは、振替不能とし、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。
- 3 第23条第3項及び第4項並びに第24条の規定は、機構がほふりクリアリングから受けたDVP 振替請求に係る振替未了分、振替不能分及び振替済みの通知について準用する。この場合において、第23条第3項中「第19条第1項各号に規定する振替請求(同項第1号に規定する振替請求 のうち当日請求分を除く。)」とあるのは「DVP振替請求」と、同条第3項中「機構加入者」とあるのは「渡方DVP参加者及び当該DVP振替請求に係る清算対象取引の受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において上場投資信託受益権の受方となる機構加入者をいう。以下同じ。)並びにほふりクリアリング」と、「前項」とあり、同条第4項中「第2項」とあるのは「第32条第2項」と、同条第4項及び第24条中「機構加入者」とあるのは「渡方DVP参加者及び当該DVP振替請求に係る清算対象取引の受方DVP参加者並びにほふりクリアリング」と、第24条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(担保指定証券に係る振替)

第33条 DVP参加者は、その口座の上場投資信託受益権につきほふりクリアリングへの担保

- (以下「担保指定証券」という。)の預託を目的とした振替の請求をする場合には、振替日の 前営業日又は当日に、前日担保指定証券振替請求又は当日担保指定証券振替請求を機構にしな ければならない。
- 2 ほふりクリアリングは、DVP口座の上場投資信託受益権につき担保指定証券について前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の機構加入者口座への振替の請求をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、前日担保指定証券解除請求又は当日担保指定証券解除請求を機構にしなければならない。
- 3 第21条第1項(第2号を除く。)の規定は前2項に規定する振替請求の訂正又は取消しについて、第23条第1項(第2号を除く。)及び第24条の規定は機構がDVP参加者又はほふりクリアリングから前2項に規定する振替請求を受けた場合において行う処理及び振替済みの通知について、それぞれ準用する。この場合において、第21条第1項中「機構加入者」とあるのは「DVP参加者又はほふりクリアリング」と、「第19条第1項第1号に規定する前日振替請求」とあるのは「第33条第1項に規定する前日担保指定証券振替請求又は同条第2項に規定する前日担保指定証券解除請求」と、第23条第1項第1号中「前日請求分並びに第19条第1項第2号に規定する先日付連動振替請求及び当日連動振替請求(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)(以下「前日請求分等」という。)」とあるのは「前日請求分」と、「当日請求分及び同号に規定する当日連動振替請求(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)(以下「当日請求分等」という。)」とあるのは「当日請求分」と、「当該振替請求を行った機構加入者及び振替先の機構加入者の口座」とあるのは「DVP回座及び当該振替請求を行った又は振替先のDVP参加者の口座」と、第24条中「機構加入者」とあるのは「DVP参加者及びほふりクリアリング」と読み替えるものとする。

(証券振替の完了に係る振替)

- 第34条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る上場投資信託受益権の引渡しのため の振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、DVP口座の上場投資信託受益権に つき受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において上場投資信託受益権の受方 となる機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る上場投資信託 受益権の引渡しのための振替の請求を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求 に基づきする場合には、振替請求として、受入予定証券完了請求を機構にしなければならない。
- 3 ほふりクリアリングは、前2項の場合において、振替に係る上場投資信託受益権につき、振替 後において信託財産である旨の記載をする振替の請求をする場合には、その旨を明らかにして、 前2項に規定する振替請求をしなければならない。
- 4 機構は、ほふりクリアリングから第1項及び第2項に規定する振替請求を受けた場合には、 直ちに振替口座簿にDVP口座及び振替先の受方DVP参加者の口座に係る所要の記載をす

るものとする。

5 第24条の規定は、機構がほふりクリアリングから受けた第1項及び第2項に規定する振替請求に係る振替済みの通知について準用する。この場合において、同条中「前条第1項各号」とあるのは「第34条第4項」と、「機構加入者」とあるのは「ほふりクリアリング及び振替先の受方DVP参加者」と読み替えるものとする。

(振替対象証券残高間の振替)

- 第35条 ほふりクリアリングは、DVP振替請求を機構に行う際に、併せて、DVP口座から当該DVP振替請求に係る渡方DVP参加者の機構加入者口座への振替の請求をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。
- 2 ほふりクリアリングは、DVP参加者が他の機構加入者(ほふりクリアリングを除く。)の 口座への第19条第1項各号及び第26条第1項に規定する振替請求並びに第38条第2項に規定す る指定請求(以下「振替・指定請求」という。)を行った際に、併せて、DVP口座から当該 DVP参加者の機構加入者口座への振替の請求をする場合には、機構の定める方法により、所 定の振替請求を機構にしなければならない。
- 3 ほふりクリアリングは、前2項に規定する振替請求を行う場合には、当該振替請求につき、 ほふりクリアリングが定める条件が充足されたときに、ほふりクリアリングが定めるところに 従って計算される振替限度内に限り、振替口座簿に、当該振替請求に係るDVP振替請求又は 振替・指定請求に係る所要の記載を行う直前に、前2項に規定する振替請求に係る所要の記載 をする旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該振替請 求に基づく振替のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供す るものとする。
- 4 機構は、DVP振替請求又は振替・指定請求について、機構加入者から機構に訂正又は取消 しの申出があった場合には、併せて第1項又は第2項に規定する振替請求についても、訂正又 は取消しの申出があったものとみなす。
- 5 機構は、ほふりクリアリングから第1項又は第2項に規定する振替請求を受けた場合には、第3項の規定により当該振替請求に付された条件に従い、振替口座簿にDVP口座及び振替先のDVP参加者の口座に係る所要の記載をする。この場合において、機構は、当該振替請求について当該条件が充足されていないときは、振替未了として取り扱い、振替未了分について機構が別に定める時刻までに当該条件が充足されなかったときは、振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。
- 6 第24条の規定は、機構がほふりクリアリングから受けた第1項及び第2項に規定する振替請求に係る振替済みの通知について、前条第3項の規定は第1項及び第2項に規定する振替請求に係る上場投資信託受益権について、それぞれ準用する。この場合において、第24条中「前条第1項各号」とあるのは「第35条第4項」と、「機構加入者」とあるのは「ほふりクリアリング及び振替先のDVP参加者」と、「その旨」とあるのは「当該DVP振替請求に係る振替済みの

通知又は振替・指定請求に係る振替済みの通知、若しくは指定済み通知と併せて、その旨」と、 前条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

第4節 機構における抹消手続

(抹消手続における機構加入者の通知事項)

- 第36条 規程第43条第1項第4号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 抹消申請における口数
 - (2) 抹消申請の件数
- 2 前項に規定する事項の機構への通知は、機構の定める様式により記載した書面により行うこととする。

(抹消済通知に係る事項)

- 第37条 規程第44条第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 抹消に係る上場投資信託受益権の銘柄及び口数
 - (2) 減少の記録がされるべき機構加入者の名称及び区分口座
 - (3) 決済日

第5節 振替口座簿における残高の管理

(区分管理証券)

- 第38条 機構加入者は、その口座における上場投資信託受益権について、第19条第1項各号、第26条第1項及び第33条第1項に規定する振替請求並びにDVP振替請求に基づき振り替えるべき口座残高(以下これらを総称して「振替請求等に係る口座残高」という。)の対象外とする口座残高(以下「区分管理証券」という。)の指定を機構に請求することができる。
- 2 機構加入者は、区分管理証券の指定の請求をする場合には、指定しようとする日(以下「指定日」という。)の前営業日又は当日に、前日区分管理証券指定請求又は当日区分管理証券指定請求を機構にしなければならない。
- 3 機構は、前項に規定する指定請求を受けた場合には、次に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 前日区分管理証券指定請求については指定日の業務開始時に、当日区分管理証券指定請求については直ちに、区分管理証券の指定に係る処理を行う。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、指定すべき口座残高が不足する場合には、当該口座残高が発生した時に区分管理証券の指定に係る処理を行う。
- 4 前項第2号に規定する指定すべき口座残高が不足する場合には、指定未了として取り扱い、 指定未了分について指定日の午後3時30分までに指定すべき口座残高が発生しなかったとき

- は、指定不能とし、当該指定請求はなかったものとして取り扱う。
- 5 機構は、第2項に規定する前日区分管理証券指定請求について前項の規定により指定未了と して取り扱った場合には、機構加入者に対し指定日の業務開始時に指定未了の明細を通知する。
- 6 機構は、第2項に規定する指定請求について第4項の規定により指定不能として取り扱った場合には、機構加入者に対し指定日に指定不能の明細を通知する。

(区分管理証券指定の解除)

- 第39条 機構加入者は、区分管理証券の指定を解除しようとする場合には、解除しようとする日 (以下「指定解除日」という。)の前営業日又は当日に、前日区分管理証券解除請求又は当日 区分管理証券解除請求を機構にしなければならない。
- 2 前条第3項(第2号を除く。次条において同じ。)の規定は、機構が前項の解除請求を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「指定日」とあるのは「指定解除日」と、「指定に係る処理」とあるのは「指定の解除に係る処理」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第40条 第21条第1項の規定は第38条第2項に規定する指定請求又は前条第1項に規定する解除 請求の訂正又は取消しについて、第22条の規定は機構が区分管理証券の指定及び解除を行う場合について、第24条の規定は第38条第3項各号及び前条第2項おいて準用する第38条第3項に規定する処理をした旨の通知について、それぞれ準用する。この場合において、第21条第1項第1号中「第19条第1項第1号に規定する前日振替請求」とあるのは「第38条第2項に規定する前日区分管理証券指定請求又は第39条第1項に規定する前日区分管理証券解除請求」と、同項第2号中「第19条第1項第1号に規定する当日振替請求」とあるのは「第38条第2項に規定する当日区分管理証券解除請求」と、「振替未了分」とあるのは「指定未了分」と、第24条中「前条第1項各号の記録又は記載」とあるのは「第38条第3項各号及び第39条第2項において準用する第38条第3項に規定する処理」と読み替えるものとする。

(保留残高)

- 第41条 機構加入者は、その口座における上場投資信託受益権につき振替請求等に係る口座残高のうち区分管理証券を除いた残高について、振替請求等に係る口座残高から除外する口座残高の総数(以下「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)を機構に請求することができる。
- 2 機構加入者は、保留残高の設定の請求をする場合には、保留残高の設定をしようとする日(以下「保留設定日」という。)の前営業日又は当日に、前日保留残高設定請求又は当日保留残高設定請求を機構にしなければならない。
- 3 機構は、前項に規定する設定請求を受けた場合には、当該設定請求に係る保留残高の設定を

行い、前日保留残高設定請求については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座 残高について、当日保留残高設定請求については当該設定請求を受けた時点及びそれ以降に発 生した口座残高について、当該設定請求に係る保留残高まで、保留残高の対象となる口座残高 (以下「実保留残高」という。)とする処理を行うものとする。

- 4 機構加入者は、保留残高の設定を解除しようとする場合には、解除しようとする日(以下「設定解除日」という。)の前営業日又は当日に、前日保留残高設定解除請求又は当日保留残高設定解除請求を機構にしなければならない。
- 5 機構は、前項に規定する設定解除請求を受けた場合には、当該設定解除請求に係る保留残高 の解除を行い、前日保留残高設定解除請求については設定解除日の業務開始時に、当日保留残 高設定解除請求については直ちに、実保留残高を振替請求等に係る口座残高の対象とする処理 を行うものとする。
- 6 機構は、機構加入者から第2項に規定する設定請求又は第4項に規定する設定解除請求を受けた場合において、保留残高の設定又は解除の処理を行ったときは、機構加入者に対し保留設定日又は設定解除日(以下「設定日等」という。)の前営業日における前日請求分については設定日等の業務開始時に、設定日等における当日請求分については当該処理を行った後、その旨をそれぞれ通知する。この場合において、当該通知を受けた機構加入者は、その内容を確認するものとする。
- 7 第21条第1項(第2号を除く。)の規定は第2項に規定する前日保留残高設定請求又は第4項に 規定する前日保留残高設定解除請求の訂正又は取消しについて、第22条の規定は機構が保留残 高の設定及び解除を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、「第19条第1 項第1号に規定する前日振替請求又は前日質権口座振替請求」とあるのは「第41条第2項に規定 する前日保留残高設定請求又は同条第4項に規定する前日保留残高設定解除請求」と読み替え るものとする。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

- 第42条 機構は、DVP参加者から第41条第2項に規定する設定請求を受けた場合には、同条第3項の規定により保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高(当該DVP参加者の設定請求に係る口座分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。)について、当該設定請求に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行うものとする。
- 2 前項の場合において、DVP参加者の一の口座における実保留残高の取扱いについては、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 機構は、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は、合算してそれぞれの実保留残高として取り扱う。
 - (2) 機構は、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替請求については、実保留残高を振替請求等に係る口座残

高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第43条 機構は、DVP参加者から受けた次の各号に掲げる請求につき、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下「振替未了等」という。)と取り扱っているものについて、機構が受け付けた順位で、機構が、当該条件が充足されたときに当該請求に係る振替又は指定に係る処理を行うために振替対象証券残高から控除すべき残高(以下「プール残高」という。)を口座ごとに指定するものとする。

(1) DVP振替請求

当該DVP振替請求に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件

(2) 振替・指定請求

当該振替・指定請求が行われた際に、併せて機構に行われた第35条第2項に規定する所定 の振替請求に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

- 2 DVP参加者は、前項各号に掲げる請求のうち同項の規定によりプール残高を指定したもの 以外の請求について当該各号に規定する振替対象証券残高に関する条件を充足させるため、プ ール残高の指定を解除しようとする場合には、同項各号に掲げる請求に係る振替日又は指定日 にプール残高解除請求を機構にしなければならない。
- 3 機構は、前項に規定するプール残高解除請求を受けた場合には直ちに、当該プール残高解除 請求に係る第1項各号に掲げる請求について、同項の規定により指定したプール残高の指定の 解除に係る処理を行うものとする。

第6節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

- 第44条 機構は、同一銘柄について第19条第1項各号、第26条第1項、第30条第1項、第31条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する振替請求、第38条第2項に規定する指定請求、第39条第1項に規定する解除請求、第41条第2項に規定する設定請求並びに同条第4項に規定する設定解除請求を受けた場合には、次に定めるところにより、振替等の処理をする。
 - (1) 業務開始時における一の営業日を振替日とする前日請求分及び先日付請求分並びに業務開始後における前日請求分及び先日付請求分の振替未了分、当該営業日を指定日、指定解除日、保留設定日又は設定解除日とする前日請求分及び業務開始後における前日請求分の指定未了分については別表2に定める処理順位で、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合には機構が受け付けた順位で、その受付けの順位が明確でないときは次に定める順位でそれぞれ処理をする。

イ ファイル伝送により受理したデータ

- ロ 統合Web端末からの入力により受理したデータ
- (2) 前号の営業日に係る当日請求分並びに当日連動振替請求及び当日DVP振替請求については、同号に規定する振替未了分及び指定未了分の処理を終了した後、別表2に定める処理 種別にかかわらず、機構が受け付けた順位で処理をする。
- 2 前項の場合において、機構は、振替の一時停止の申告を受けている振替未了分及び抹消の一時停止の申告を受けている決済未了分については、これらの一時停止が解除された後、前項第 1号及び第2号の処理順位で処理をする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、機構は、前条第1項各号に掲げる請求について当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了等として取り扱っているものについては、 当該請求について振替未了等として取り扱った順位で処理をする。

第7節 受益者登録の請求の取次ぎ

(振替口座簿の記録証明書等の提出)

- 第45条 規程第45条第2項に規定する機構加入者が機構に対してする振替口座簿の記録証明書、 氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出並びに同条第3項に規定する機構が受託者に対し てする振替口座簿の記録証明書、氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出については、機 構加入者又は機構が受益者ごとに付した番号(以下「受益者管理番号」という。)によるもの とする。
- 2 機構は、信託の計算期間終了日までに、受益者管理番号並びにその受益者管理番号に係る受益者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を受託者に提出するものとする。
- 3 機構は、必要があると認める場合には、前項の提出を、機構加入者をして行わせることができる。
- 4 機構は、機構加入者が規程第45条第2項の規定により、振替口座簿の記録証明書を機構に提出することとなる場合には、機構加入者から振替口座簿の記録証明書の請求があったものとみなし、機構加入者に振替口座簿の記録証明書を交付する。
- 5 規程第45条第3項の規定にかかわらず、機構加入者口座を複数開設されていない機構加入者であって、顧客口座を開設しないものは、あらかじめ所定の書面により機構に申し出ることにより、機構に対し、次に掲げる請求を行うことができる。
 - (1) 自己分の上場投資信託受益権に係る規程第45条第1項に規定する受益者登録の取次ぎ
 - (2) 信託の計算期間終了日における振替口座簿の記録証明書の交付
 - (3) 前号により交付を受けた振替口座簿の記録証明書、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票の受託者への提出

(機構への提出内容等)

第46条 機構加入者は、規程第45条第2項に規定する取次ぎを求める場合には、当該受益者登録

の請求に係る信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して4営業日目の日に機構に次に掲げる事項を提出しなければならない。

- (1) 受益者データ
 - イ 銘柄コード
 - ロ 機構加入者コード
 - ハ 受益者管理番号及びチェックデジット
 - 二 前回提出口数
 - ホ 受益者提出口数
 - へ その他機構が定める事項
- (2) 提出銘柄の合計データ

機構加入者コードごとの銘柄別の受益者データの口数の合計

(受益者登録の請求の委任)

- 第47条 顧客又は機構加入者が、他の機構加入者口座又は他の機構加入者が備える振替口座簿上の顧客口座に、口座の振替により上場投資信託受益権を担保として差し入れている場合には、原則として、担保として振替を受けた機構加入者(以下この条において「担保受入機構加入者」という。)は、当該上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求の事務を、担保差入れのために振替請求を行った機構加入者(以下この条において「担保差入機構加入者」という。)に委任するものとする。
- 2 前項の規定により受益者登録の請求の事務を担保差入機構加入者に委任した担保受入機構加入者は、担保として振替を受けた上場投資信託受益権の銘柄、口数等を、担保差入機構加入者は担保として振り替えた上場投資信託受益権の銘柄、口数等を、それぞれ信託の計算期間終了日の翌営業日に機構に提出しなければならない。
- 3 機構は、前項の規定により担保受入機構加入者及び担保差入機構加入者から提出された上場 投資信託受益権の銘柄、口数等を照合し、一致することを確認した後、担保受入機構加入者の 口座の残高から当該口数を差し引き、担保差入機構加入者の機構加入者口座の残高に当該口数 を加えて、機構に提出すべき受益者登録の請求口数(合計)を算出し、信託の計算期間終了日 の翌営業日から起算して3営業日目の日に当該担保受入機構加入者及び担保差入機構加入者に 提出する。

(受託者への提出内容等)

第48条 機構は、第47条の規定により機構加入者から提出された受益者登録の請求の内容を当該機構加入者の口座残高等と照合するとともに、上場投資信託受益権の銘柄ごとに編集し、当該受益者登録請求に係る信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して6営業日目の日にコンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法により受託者に提出する。

(受益者票)

第49条 第45条第1項に規定する提出は、受益者票により行うものとする。

- 2 前項に規定する受益者票は、次に掲げる事項を記載し、受託者に対する受益者の届出印を押印した所定の様式のものとする。
 - (1) 上場投資信託受益権の銘柄
 - (2) 機構加入者名
 - (3) 機構加入者コード
 - (4) 受益者管理番号及びチェックデジット
 - (5) 受益者の氏名及び住所
 - (6) その他機構が定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、受益者票は、その原票を複写し又は原票を基に機械により作成することができる。この場合において、複写したもの又は機械により作成したものが、鮮明で原票と同一のものと認められるものに限る。
- 4 機構加入者は、受益者票(既に登録されている受益者に係るものを除く。)を、受益者登録 の請求に係る信託の計算期間終了日までに、随時、受託者に提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、機構加入者は、機構が認めた場合には、第2項に掲げる事項及び 受託者に対する受益者の印影を、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して提出するこ とにより受益者票の提出を行うことができる(既に登録されている受益者に係るものを除く。)。 この場合において、機構加入者は、当該受益者票を、受益者登録の請求に係る信託の計算期間 終了日までに、随時、受託者に提出するものとする。
- 6 機構加入者は、受益者票の提出に際しては、次に掲げる事項を記載した受益者票送付明細表を添付又は送付するものとする。ただし、前項の規定により提出する場合において、機構が認めたときは、当該事項について、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して受益者票送付明細表を提出することができる。
 - (1) 発行者の名称
 - (2) 上場投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード
 - (3) 機構加入者の名称及び機構加入者コード
 - (4) 受益者管理番号及びチェックデジット
 - (5) 口数
 - (6) 受益者の氏名
 - (7) その他機構が定める事項

(受益者票の記載事項の変更届の取扱い)

第50条 機構加入者は、受益者から受益者票の記載事項について変更届の提出を受けた場合には、 受託者に対し、次に定めるところにより提出しなければならない。

- (1) 新規に提出した受益者票(登録されていない受益者に係るものをいう。)の記載事項に 変更があった場合
 - イ 機構加入者が受託者へ提出する事項
 - (イ) 受益者の氏名
 - (ロ) 受益者の住所及び郵便番号
 - (ハ) 受益者管理番号及びチェックデジット
 - (二) 届出印
 - ロ 受託者への提出方法

機構加入者は、変更後の受益者票及び受益者票送付明細表を受託者へ提出する。ただし、 支店等の統廃合により、受益者管理番号の変更が多数となる場合には、受益者票及び受益 者票送付明細表に代え、変更内容を記載した受益者票送付明細表を提出することができる。

八 提出の時期

機構加入者は、前口に規定する書類を当該受益者登録の請求に係る信託の計算期間終了日までに随時提出するものとする。

- (2) 受益者登録の請求に係る信託の計算期間終了日の翌日以降に受益者票の記載事項に変更があった場合
 - イ 機構加入者が受託者へ提出する事項
 - (イ) 受益者の氏名
 - (ロ) 受益者の住所、郵便番号
 - (ハ) 受益者管理番号及びチェックデジット
 - (二) 受益者の氏名と併せて届出印を変更する場合の届出印
 - ロ 受託者への提出方法

変更分である旨を表示した受益者票(氏名の変更と併せて届出印を変更する場合を除き届出印を押印しない。)及び「提出後の変更届」と表示した受益者票送付明細表を前(1)口とは別に作成し、受託者へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、受益者管理番号の変更が多数となる場合には、受益者票及び受益者票送付明細表に代え、変更内容を記載した受益者票送付明細表(「提出後の変更届」と表示したもの)を提出することができる。

八 提出の時期

機構加入者は、受益者から変更届を受けた都度、受託者へ提出するものとする。

(法定代理人届等の取扱い)

- 第51条 機構加入者は、受益者について法定代理人の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等 の提出を受けた場合には、当該届出書等に所定の事項を記載して受託者へ提出しなければならない。
- 2 前項の届出書等には、受益者票その他必要な書面を添付するものとする。
- 3 前条の規定は、法定代理人等の受益者票の記載事項に変更があった場合に準用する。

第6章 加入者保護信託

(負担金の支払いに伴う通知事項)

第52条 規程第47条の規定により適用する社債等に関する業務規程第59条の5第1項に規定する事項は、負担金を支払う口座管理機関の全国銀行協会所定の統一金融機関番号(統一金融機関番号をもたない口座管理機関については受託者の定める番号)及び連絡先担当部署名をいう。

第7章 雑 則

(残高確認の結果通知)

第53条 口座管理機関が、規程第52条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の 規定によりその振替口座簿の口数の照合を行う場合において、口数に相違のあるときは、当該 口座管理機関は直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

(上場投資信託受益権の内容の公示方法等)

- 第 54 条 機構が、規程第 53 条の規定により行う上場投資信託受益権の内容の公示は、政令第 14 条に定める方法により行う。
- 2 機構が、前項の規定により、上場投資信託受益権の内容について公示する事項は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 上場投資信託受益権の銘柄及びその略称
 - (2) 銘柄コード
 - (3) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び投資信託受益権の総口数
 - (4) 受託者の商号
 - (5) 委託者指図型投資信託にあっては委託者の商号
 - (6) 最低発行単位口数
 - (7) 委託者非指図型投資信託にあっては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する 口数
 - (8) 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - (9) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の投資信託受益権については、 追加信託をすることができる元本の限度額
 - (10) 信託契約期間
 - (11) 信託の元本の償還の時期
 - (12) 信託の収益の分配の時期
 - (13) 信託の元本の償還及び収益の分配の場所

- (14) 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払いの方法及び時期
- (15) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者又は 受託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
- (16) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における委託に係る費用
- (17) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- (18) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は 償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示
 - イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イに規定する公社債投資信託
 - ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号口に規定する親投資信託
- 八 前イ及び口に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの
- (19) 上場投資信託受益権の総発行口数

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年1月4日から施行する。

(投資信託受益権の特例)

第2条 特例投資信託受益権のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権 の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、上 場投資信託受益権とみなして、この規則の規定(第15条及び第54条を除く。)を適用する。

(特例投資信託受益権の銘柄情報に係る発行者からの通知事項)

- 第3条 規則第15条の規定は、規程附則第3条において準用する規程第36条第1項第18号に 規定する通知事項について準用する。
- 2 特例投資信託受益権の発行者は、規程附則第3条において準用する規程第36条第1項の通知を行う場合には、特例投資信託受益権の銘柄である旨も併せて通知しなければならない。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請方法)

第4条 規程附則第5条第1項の申請は、特例加入者の直近上位機関が口座管理機関である場合には、当該口座管理機関が、当該特例加入者から当該申請をすることについて授権を受け、当該特例加入者に代わってこれを行うこととする。

- 2 規程附則第5条第1項の申請について、法附則第33条に基づき、特例投資信託受益権の発 行者が、特例加入者から当該申請をすることについて授権を受け、当該特例加入者に代わって これを行う場合には、前項の規定は適用しない。
- 3 規程附則第5条第1項第5号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 特例加入者が機構加入者である場合には、当該特例加入者の名称及び区分口座
 - (2) 特例加入者が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者の区分口座

(特例投資信託受益権に係る振替口座簿の記録又は記載及び通知事項)

第5条 規程附則第8条第2項第2号に規定する事項は、特例加入者の上位機関である機構加入者の名称及び区分口座とする。

(特例投資信託受益権の内容の公示方法等)

第6条 規則第54条の規定は、規程附則第10条に規定する規則で定める方法について準用する。 この場合において、規則第54条中「上場投資信託受益権」とあるのは「特例投資信託受益権」 と読み替えるものとする。

(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告方法)

第7条 機構が、規程附則第11条の規定により行う公告は、社債等の振替に関する命令(平成 14年内閣府・法務省令第5号)附則第5条第3項で準用する同条第1項に定める方法により 行う。

附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

統合Web端末等によるデータの授受

- 1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受
- (1) 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備考
1)	前日振替請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
機構	 残高調整請求	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
加加			
入	当日振替請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
者			
か	振替一時停止申告	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
6	(日本証券クリアリ		
の	ングの決済に係る		
入	振替)		
力	│一時停止申告·同 │	振替日の午前9時から午後3時30分まで	日本証券クリアリングの決
デ	解除申告(振替未		済に係る振替の一時停止を
	了分)		解除する場合及びDVP振替
タ			請求に係る振替の一時停止
			を解除する場合は、機構が定
			める時刻までとする。
	前日信託財産表	表示日又は抹消日の前営業日の午前9時から午後	
	示·同抹消請求	4時まで	
	当日信託財産表	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時30分ま	
	示·同抹消請求	で	
	担保訂正申告	信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して2	
		営業日目の午前9時から午後4時まで	
	前日担保指定証券	振替日の前営業日の午前9時から午後4時まで	
	振替·同解除請求		
	当日担保指定証券	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
	振替·同解除請求		
	受入予定証券完了	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
	請求		
	前日区分管理証券	指定日又は指定解除日の前営業日の午前9時から	
	指定·同解除請求	午後4時まで	
	当日区分管理証券	指定日又は指定解除日の午前9時から午後3時 30	

	指定·同解除請求		
	前日保留残高設	756 保留設定日又は設定解除日の前営業日の午前9時	
	定・同解除請求	から午後4時まで	
	当日保留残高設	保留設定日又は設定解除日の午前9時から午後3	
	定 · 同解除請求	時 30 分まで	
	プール残高解除請	プール残高の指定を解除しようとする日の午前9時	
	ブール%同解除明 求	から午後3時30分まで	
2)	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	 振替のつど。
2) 機	旅台月週和	毎呂耒口の十削 / 時から耒務終] 時まし 	派音のうと。
構	 振替実行済通知	 毎営業日の午前7時から午後2時まで	DVP振替請求に係る振替
加加			のつど。
入	 振替完了通知	 毎営業日の午後2時以後1回	
者	384703 ~274	71X13 1 X 13X X 1	
		 毎営業日の午前7時から業務終了時まで	──連動振替請求及びDVP振
	3847113 ~274	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	替請求の振替未了分に限る。
の出			未了のつど。
凹 力	└──── │振替未了理由変更	 毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振
デ	通知	40×100 60 / 60 / 60 / 60 / 60 / 60 / 60 /	替請求の振替未了理由変更
	ZEZH		分に限る。
 タ			振替未了理由変更のつ
			ど。
	 不能通知	 毎営業日の午後2時から業務終了時まで	 DVP振替請求に係る振替
	T BOARS AND	GENERAL OF KEINE SKINK 1 1900 C	不能通知は午後2時以降、D
			V P振替請求に係る振替以外
			の振替に係る不能通知は午
			後3時 30 分以降、不能のつ
			ど、通知する。
	 指定済通知	 毎営業日の午前7時から業務終了時まで	指定のつど。
	月花闪起机	毎日来日の「前」/前がり来が減しずると	月足のうと。
	上 指定未了通知	 毎営業日の午前9時から業務終了時まで	——————————————— 未了のつど。
	上 指定不能通知		不能のつど。
			-
	 指定解除済通知		——解除のつど。
	設定済通知	 毎営業日の午前9時から業務終了時まで	設定のつど。
	I	l	

設定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	解除のつど。

(2) 統合Web端末における決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備考
機	先日付連動振替請	振替日の前営業日の午後8時まで	
構	求		
加	当日連動振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及	
λ		び振替日の午前7時から午後3時20分まで	
者	先日付DVP振替請	振替日の前営業日の午後8時まで	
か	求		
6	当日DVP振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及	
の		び振替日の午前7時から午後1時50分まで	
入	一時停止申告·同	振替日の前営業日の午後8時まで	先日付連動振替請求及び
カ	解除申告		先日付DVP振替請求を対象
デ			にする場合のみ申告を行うこ
			とができる。
タ			

2.ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備考
1)	前日振替請求	振替日の前営業日の午前3時から午後8時まで	
機		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午	
構		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
加	T1	日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
λ	残高調整請求	なお、営業日の次の休業日においては、当該休	
者		業日の翌営業日にする振替に係る請求はできな	
か		l 1₀	
6	前日信託財産表示	表示日又は抹消日の前営業日の午前3時から午後	
の	·同抹消請求	8時まで	
入		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午	
力		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	

デ		日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。
		なお、営業日の次の休業日においては、当該休
タ		業日の翌営業日にする表示又は抹消に係る請求
		はできない。
	振替請求一時停止	振替日の前営業日の午前3時から午後8時まで
	申告(日本証券クリ	ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午
	アリングの決済に係	前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業
	る振替)	日を除く。)は、午前8時から午後8時までとする。
		なお、営業日の次の休業日においては、当該休
		業日の翌営業日にする振替に係る請求はできな
		ι \ _o
	前日担保指定証券	振替日の前営業日の午前3時から午後8時まで
	振替·同解除請求	ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業
		日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。
		なお、営業日の次の休業日においては、当該休
		業日の翌営業日にする振替に係る請求はできな
		ι _ο
	前日区分管理証券	指定日又は指定解除日の前営業日の午前3時から
	指定·同解除請求	午後8時まで
		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業
		日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。
		なお、営業日の次の休業日においては、当該休
		業日の翌営業日にする振替に係る請求はできな
		ι _ο
	前日保留残高設定	保留設定日又は設定解除日の前営業日の午前3時
	·同解除請求	から午後8時まで
		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業
		日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。
		なお、営業日の次の休業日においては、当該休
		業日の翌営業日にする設定に係る請求はできな
		l 1 _o
	受益者登録データ	信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して4
		営業日目の日の午前3時から午後5時まで
		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業

		日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
	担保受入・差入デー	信託の計算期間終了日の翌営業日の午前3時から	
	タ	午後5時まで	
		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午	
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
		日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
2)	機構加入者別口座	毎営業日の午前3時から午後8時まで	
機	残高	ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午	
構	機構加入者別口座	前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
加	処理明細	日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
入	振替·指定		
者	未了一覧		
^	受益者提出口数対	信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して3	
の	象残高通知	営業日目の日の午前3時から午後5時まで	
出		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午	
力		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
デ		日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
1	受益者関係データ	受益者関係データの作成基準日の7営業日前の日	
タ	提出日程通知	の午前3時から午後5時まで	
		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時か6午	
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
		日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
	配分明細データ	振替口座簿記録日の前営業日の午前3時から午後	
		5時まで	
		ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午	
		前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
		日を除く。)は午前8時から午後5時までとする。	
	機構加入者別DVP	毎営業日の午前3時から午後8時まで	
	口座残高	ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午	
	機構加入者別DVP	前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業	
	口座処理明細	日を除く。)は午前8時から午後8時までとする。	
	機構加入者別DVP		
	振替請求処理明細		

3.CPU直結によるデータの授受

(1) CPU直結によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1)	当日振替請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
機			
構	一時停止申告·同	振替日の午前9時か6午後3時30分まで	日本証券クリアリングの決
加	解除申告		済に係る振替の一時停止を
λ	(振替未了分)		解除する場合及びDVP振替
者			請求に係る振替の一時停止
か			を解除する場合は、機構が定
6			める時刻までとする。
の	当日信託財産表示	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時 30 分ま	
λ	·同抹消請求	で	
カ	担保訂正申告	信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して2	
デ		営業日目の日の午前9時から午後4時まで	
タ			
2)	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	振替のつど。
機			
構	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	DVP振替請求に係る振替
加			のつど。
λ	振替完了通知	毎営業日の午後2時以降1回	
者			
^	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振
の			替請求の振替未了分に限る。
出			未了のつど。
カ	振替未了理由変更	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振
デ	通知		替請求の振替未了理由変更
			分に限る。
タ			振替未了理由変更のつ
			ど。
	不能通知	毎営業日の午後2時から業務終了時まで	DVP振替請求に係る振替
			不能通知は午後2時以降、D
			V P振替請求に係る振替以外
			の振替に係る不能通知は午
			後3時 30 分以降、不能のつ
			ど、通知する。

指定済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	指定のつど。
指定未了通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	未了のつど。
指定不能通知	毎営業日の午後3時30分から業務終了時まで	不能のつど。
指定解除済通知	毎営業日の午前9時から業務終了時まで	解除のつど。
機構加入者別口座	毎営業日の午後3時30分以後1回	
残高		
(当日処理銘柄)		

(2) 第1ソケット及び第2ソケットによるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1)	先日付連動振替請	振替日の前営業日の午後8時まで	
機	求		
構	当日連動振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及	
加		び振替日の午前7時から午後3時20分まで	
入	先日付 D V P 振替請	振替日の前営業日の午後8時まで	
者	求		
か	当日DVP振替請求	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及	
6		び振替日の午前7時から午後1時50分まで	
の	一時停止申告	振替日の前営業日の午後8時まで	先日付連動振替請求及び
入	·同解除申告		先日付DVP振替請求を対象
カ			にする場合のみ申告を行うこ
デ			とができる。
タ			
2)	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求に係る振替
機			に限る。
構			振替のつど。
加	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	DVP振替請求に係る振替
入			に限る。
者			振替のつど。
^	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振
の			替請求の振替未了分に限る。
出			未了のつど。

力	振替未了理由変更	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振	
デ	通知		替請求の振替未了理由変更	
			分に限る。	
タ			振替未了理由変更のつ	
			ど。	

(3) 第3ソケットによるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1)	当日振替請求	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
機			
構	一時停止申告	振替日の午前9時から午後3時30分まで	日本証券クリアリングの決
加	·同解除申告		済に係る振替の一時停止を
入	(振替未了分)		解除する場合及びDVP振替
者			請求に係る振替の一時停止
か			を解除する場合は、機構が定
6			める時刻までとする。
の	当日信託財産表示	表示日又は抹消日の午前9時から午後3時 30 分ま	
入	·同抹消請求	で	
力	当日担保指定証券	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
デ	振替·同解除請求		
- 1	受入予定証券完了	振替日の午前9時から午後3時30分まで	
タ	請求		
	当日区分管理証券	指定日又は指定解除日の午前9時から午後3時 30	
	指定·同解除請求	分まで	
	当日保留残高設	保留設定日又は設定解除日の午前9時から午後3	
	定·同解除請求	時 30 分まで	
	プール残高解除請	プール残高の指定を解除しようとする日の午前9時	
	求	から午後3時30分まで	
	担保訂正申告	信託の計算期間終了日の翌営業日から起算して2	
		営業日目の日の午前9時から午後4時まで	
2)	振替済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	振替のつど。
機			
構	振替実行済通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	DVP振替請求に係る振替
加			のつど。
入	振替完了通知	毎営業日の午後2時以後1回	
者			
	振替未了通知	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振

	I		T
^			替請求の振替未了分に限る。
の			未了のつど。
出	振替未了理由変更	毎営業日の午前7時から業務終了時まで	連動振替請求及びDVP振
カ	通知		替請求の振替未了理由変更
デ			分に限る。
			振替未了理由変更のつ
タ			ど。
	不能通知	毎営業日の午後2時から業務終了時まで	DVP振替請求に係る振替
			不能通知は午後2時以降、D
			VP振替請求に係る振替以外
			の振替に係る不能通知は午
			後3時30分以降、不能のつ
			ど、通知する。
	 指定済通知	 毎営業日の午前7時から業務終了時まで	指定のつど。
	34,2,7,2,74	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	31,200 2 0
	上 指定未了通知	<u>−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−</u>	未了のつど。
	34,24,13,274		11.3 12 2 0
	 指定不能通知	 毎営業日の午後3時30分から業務終了時まで	不能のつど。
	JAKE 1 ROZEM	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	1 11000 2 00
	 指定解除済通知	 毎営業日の午前9時から業務終了時まで	解除のつど。
		は日来口の「おりらび じ来じがし これの	мтрж 05 5 С ₀
	 設定済通知	 毎営業日の午前9時から業務終了時まで	設定のつど。
	以心が思い	毎日米日の「四つ時のごの米の形に」 もっち に	
	 設定解除済通知	 毎営業日の午前9時から業務終了時まで	解除のつど。
	政 化胜协河週和 	毎日来ロの十削ヶ吋から乗物給」付よじ	一件小がりつこ。

振 替 等 の 処 理 順 位

	処理順位	
イ. 保留残高の設定・	1	
口. 残高調整に係る振	2	
八.区分管理証券の打	3	
ニ.日本証券クリアリン	4	
ホ. 信託財産表示·同	5	
へ.一般の振替	(イ)先日付連動振替請求	6
へ、一般の旅笛	(口)前日請求分	7
ト. 担保指定証券に係	8	
チ.DVP振替請求に係	9	

機構における区分口座

上場投資信託受益権に係る機構における区分口座は機構が特に認める場合を除き以下のとおりとする。

コード	名称·利用目的		
00		保有口又は決済口	
01 ~ 19	自己口	保有口	
20 ~ 39		信託口	
40 ~ 47		保有口(担保分)又は信託口	
48	自己口	質権口	
49	自己口	質権信託口	
50 ~ 59	予備(無指定)		
60 ~ 69	顧客口	顧客口	
70 ~ 79	顧客口	顧客口	
80 ~ 89	顧客口	顧客分(常任代理人業務分)	
90 ~ 97	自己口又は顧客口	待避口若し(は管理口又は顧客口(常任代理人業務分又はその他の目的)	